



# 島根県報

平成19年 5月29日 (火)

第 1,883 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 規 則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	1
島根県市町村公共土木施設災害復旧事業事務取扱規則の一部を改正する規則	(砂 防 課)	2

### 告 示

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	3
島根県森林整備工事入札参加資格審査要綱の一部改正	(森 林 整 備 課)	3
島根県建設工事入札結果閲覧規程の一部改正	(土 木 総 務 課)	3

### 公安規則

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則		4
島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則		4
島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則		5

### 漁調委指示

つけ漁業保護のための他の漁業操業及び遊魚の制限		6
隠岐島前海域における魚類採捕禁止区域		6

## 公布された条例等のあらまし

### 島根県行政組織規則の一部を改正する規則 (規則第57号)

#### 1 規則の概要

県民の声を幅広く聴取することにより県政運営への県民参加を推進するため、広聴広報課に新たに「県民対話室」を設置することとした。

#### 2 施行期日

平成19年 6月 1日から施行することとした。

### 島根県市町村公共土木施設災害復旧事業事務取扱規則の一部を改正する規則 (規則第58号)

#### 1 規則の概要

規定の整備

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

---

規

則

---

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 5月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第57号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表政策企画局の部広聴広報課の項中「総務広聴グループ、」を削り、同条第5項の表人事課の項の前に次のように加える。

広聴広報課	県民対話室	対話推進グループ
-------	-------	----------

第14条第1項の表政策企画局の部広聴広報課の項を次のように改める。

広聴広報課

- (1) 広報に関すること。
- (2) 報道に関すること。
- (3) 広聴に関すること（県民対話室）。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

島根県市町村公共土木施設災害復旧事業事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年5月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第58号

島根県市町村公共土木施設災害復旧事業事務取扱規則の一部を改正する規則

島根県市町村公共土木施設災害復旧事業事務取扱規則（昭和44年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則（昭和26年建設省令第10号）、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則（昭和26年運輸省令第46号）」を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則（平成12年運輸省建設省令第14号）」に、「海岸、林地荒廃防止施設及び漁港に関し公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令（昭和26年農林省令第53号）」を「海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に関し公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令（昭和26年農林省令第53号）」に改める。

第2条中「建設省又は運輸省」を「国土交通省」に、「あつては、」を「あつては」に、「農林省」を「農林水産省」に、「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。

第10条第1号中「（主務大臣の定める様式によるもの）」を削る。

第11条の見出し中「仕越」を「施越」に改め、同条第1項中「写」を「写し」に改める。

第12条を削り、第13条を第12条とする。

様式第1号中「様式第1号」を「様式第1号（第2条関係）」に、「日付」を「日付け」に、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則第6条第3項」を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則第8条」に、「添え、」を「添えて」に改め、同様式1の表備考を次のように改める。

備考 当年災と過年災は別々に交付申請をすること。なお、再調査差額及び負担率差額についても別に交付申請をすること。

様式第1号5の表備考1中「先づ」を「まず」に、「つぎに」を「次に」に改め、同表備考2中「あわせて」を「併せて」に改める。

様式第2号中「様式第2号」を「様式第2号（第4条関係）」に、「日付」を「日付け」に、「第6条第3項」を「第8条」に、「添え」を「添えて」に改める。

様式第3号中「様式第3号」を「様式第3号（第5条関係）」に、「承認になる」を「承認される」に改める。

様式第4号中「様式第4号」を「様式第4号（第6条関係）」に改める。

様式第 5 号中「様式第 5 号」を「様式第 5 号（第 6 条関係）」に改める。

様式第 6 号中「様式第 6 号」を「様式第 6 号（第 7 条関係）」に改める。

様式第 7 号中「様式第 7 号」を「様式第 7 号（第11条関係）」に、「仕越し」を「施越し」に、「したいので承認になる」を「したいので、承認される」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 島根県告示第465号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項及び第53条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号及び第115条の 9 第 1 号の規定により告示する。

平成19年 5月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社ヘルスケア一光	特定施設入居者生活介護	出雲 鳳光苑	出雲市塩冶町879番地	平成19年 5月15日
	介護予防特定施設入居者生活介護			

### 島根県告示第466号

島根県森林整備工事入札参加資格審査要綱（平成18年島根県告示第11号）の一部を次のように改正する。

平成19年 5月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第 1 条中「係る」の次に「簡易型一般競争入札又は」を加える。

第 3 条第 1 項第 6 号中「支庁長又は総務事務所長」を「県民センター所長」に改める。

附 則

この告示は、平成19年 6月 1日から施行する。

### 島根県告示第467号

島根県建設工事入札結果等閲覧規程（昭和57年島根県告示第648号）の一部を次のように改正する。

平成19年 5月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第 4 条第 1 項ただし書中「同条第 2 号」を「同条第 3 号」に改める。

附 則

この告示は、平成19年 6月 1日から施行する。

## 公安委員会規則

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年5月29日

島根県公安委員会委員長 室崎 富 恵

### 島根県公安委員会規則第9号

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

島根県警察の組織に関する規則（平成7年島根県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第12条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の施行に関すること。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年5月29日

島根県公安委員会委員長 室崎 富 恵

### 島根県公安委員会規則第10号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表島根県警備業法施行細則（昭和58年島根県公安委員会規則第1号）の部の次に次のように加える。

探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）	第4条第1項及び第2項	探偵業開始届出書、探偵業廃止届出書及び探偵業変更届出書の受理
	第4条第3項	探偵業届出証明書の交付
	第13条第1項	報告又は資料の提出要求及び立入検査等
	第14条	探偵業者に対する指示
探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号）	第4条第2項	探偵業届出証明書再交付申請書の受理及び再交付
	第4条第3項及び第4項	返納された探偵業届出証明書の受理

別表特定物質の運搬の届出等に関する規則（平成7年国家公安委員会規則第4号）の部の次に次のように加える。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）	第56条の27第1項	運搬届出書の受理及び運搬証明書の交付
	第56条の27第2項及び第3項	運搬に関する指示及び指示内容の記載
	第56条の30	報告の徴収
	第56条の31第1項	立入検査等
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）	第21条	運搬証明書書換申請書の受理及び書換え
	第22条	運搬証明書再交付申請書の受理及び再交付
	第23条	返納された運搬証明書の受理
	第24条第1項	出発地公安委員会への運搬証明書の送付及び関係公安委員会相互の指示内容の通知並びに必要な連

		絡等
	第24条第 2 項	他の関係公安委員会への運搬証明書書換申請書及び運搬証明書再交付申請書並びに返納された運搬証明書の送付等
届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則（平成19年 国家公安委員会規則第 5 号）	第 1 条第 2 項	他の公安委員会への運搬届出書の送付

附 則

この規則は、平成19年 6月 1 日から施行する。

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 5月29日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

島根県公安委員会規則第11号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「第32条第 2 項第 2 号」を「第32条第 2 項」に改める。

第10条第 1 号ア(ウ)中「第48条の 7 」を「第48条の13第 1 項」に改める。

第16条第 1 項中「第74条の 2 第 5 項」を「第74条の 3 第 5 項」に改め、同条第 2 項第 3 号中「第29条第 1 項第 2 号」を「第29条第 1 項第 4 号」に改め、同条第 4 項中「第74条の 2 第 5 項」を「第74条の 3 第 5 項」に改める。

第19条中「第74条の 2 第 6 項」を「第74条の 3 第 6 項」に改める。

第26条中「第34条第 2 項第 2 号又は同条第 3 項第 2 号」を「第34条第 3 項第 2 号又は同条第 4 項第 2 号」に改める。

第27条中「第32条の 2 第 4 号」を「同32条の 3 」に、「大型自動車」を「中型自動車」に改める。

様式第18号及び様式第18号の 2 中

「

乗 用		貨 物			特 殊		自	計	
定員11人以上		普 通	軽	大 型	普 通	軽			大 型
バス	マイク ロ								二
									( )

を

」

「

乗 用		貨 物			特 殊		自	計		
定員11人以上		普 通	軽	大 型	中 型	普 通			軽	大 型
バス	マイク ロ									二
										( )

に改める。

」

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

様式第19号中「第74条の2」を「第74条の3」に改める。

様式第24号中「第74条の2第6項」を「第74条の3第6項」に改める。

様式第28号の5中

「

大 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 型 二	普 通 二	大 特 二	け 引 二
--------	--------	--------	-------------	-------------	--------	--------	--------	-------------	-------------	-------------	-------------

を

「

大 型	中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 二	中 二	普 二	大 特 二	け 引 二
--------	--------	--------	--------	-------------	-------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------------	-------------

に改める。

様式第30号中

大型	普通	大自二	普自二(無限定・小型)
----	----	-----	-------------

を

「

中型	普通	大自二	普自二(無限定・小型)
----	----	-----	-------------

に、

「

大 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 二	普 二	大 特 二	け 引 二
--------	--------	--------	-------------	-------------	--------	--------	--------	--------	--------	-------------	-------------

を

「

大 型	中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 二	中 二	普 二	大 特 二	け 引 二
--------	--------	--------	--------	-------------	-------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------------	-------------

に改める。

附 則

この規則は、平成19年6月2日から施行する。

### 漁業調整委員会指示

隠岐海区漁業調整委員会指示第19-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、つけ漁業（しいらつけ漁業を含む。以下同じ。）保護のため、他の漁業の操業及び遊漁の制限について、次のとおり指示する。

平成19年5月29日

隠岐海区漁業調整委員会会長 屋田孝治

1 制限の内容

つけ漁業によるものを除くほか、毎年6月1日から10月31日までの間、つけ漁業の許可を受けた者が設置したつけを中心として半径200メートルの円によって囲まれた海域において、しいら、よこわ、ひらまさ又ははまちの採捕を目的とする漁業を禁止し、及び遊漁（漁業以外の目的で行う水産動植物の採捕をいう。）による当該魚種の採捕を目的とする全ての釣を禁止する。ただし、つけ漁業の許可を受けた者の同意を受けた場合は、この限りではない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成19年6月1日から平成22年5月31日までとする。

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、島前湾海洋牧場開発事業に係る音響馴致給餌施設周辺の放流まだいの保護育成を図るため、魚類の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

ただし、試験研究等のための魚類の採捕であって当委員会が適当と認めた場合はこの限りではない。

平成19年 5月29日

隠岐海区漁業調整委員会会長 屋 田 孝 治

1 魚類採捕禁止区域

(1) 第1の区域

隠岐郡西ノ島町赤ノ江地先で、北緯36度 4分28秒東経132度59分14秒に設置された音響給餌施設A点を中心として半径300メートルの円によって囲まれた海域。

(2) 第2の区域

隠岐郡海士町須賀地先で、北緯36度 4分 9秒東経133度 4分14秒に設置された音響給餌施設B点を中心として半径300メートルの円によって囲まれた海域。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成19年 7月 1日から平成22年 6月30日までとする。

